

目 次

はじめに	2
------	---

総論

1 教育を取り巻く環境の変化と課題	4
2 本市教育の基本理念	9
3 本市教育の方針及び目標	11
4 施策を横断する3つの視点	15
5 本市教育イメージ図	16
6 施策の体系図	17

各論

基本方針Ⅰ 人生の礎となる生きる力の育成 《学校教育の充実》

基本施策1 共生社会を形成する豊かな心の育成	18
基本施策2 児童生徒指導の充実	21
基本施策3 確かな学力と健やかな体の育成	23
基本施策4 グローバル教育の推進	26
基本施策5 ふるさとを生かした学習の充実	28

基本方針Ⅱ 人生を輝かせる学びの充実 《生涯学習の充実》

基本施策6 生涯にわたる学びの環境の充実	30
基本施策7 生涯にわたる学びの機会の充実	32

基本方針Ⅲ 豊かな学びへつなぐ文化の振興 《文化の振興》

基本施策8 文化芸術活動の推進	35
基本施策9 歴史文化の保存及び活用	37

基本方針Ⅳ 教育を支える環境の整備 《教育環境の整備》

基本施策10 学校・地域における教育環境の整備	39
基本施策11 教職員の資質・能力の向上	43
基本施策12 学校施設・設備の整備	45

推進指標	46
------	----

はじめに

1 計画策定の趣旨

栃木市教育委員会では、合併後の平成25年度を初年度とする栃木市総合計画の策定に合わせ、平成25（2013）年3月に、その後10年間を見据えた本市教育の基本理念や目標、基本的な方向性及び施策等を示した栃木市教育計画を策定し、教育行政を進めてきました。

この間、社会におけるグローバル化や情報化が急速に進み、少子高齢化、地域コミュニティの変容等も併せ、教育を取り巻く環境は大きな変化を遂げました。平成30（2018）年3月には、このような社会の動向に鑑み、それまでの5年間の施策を見直して栃木市教育計画（後期）を策定し、教育行政の充実に引き続き努めてきました。

このたび、令和4年度をもって、現栃木市教育計画の期間が終了となることから、これまでの10年の成果を基盤としながら、今日の社会の課題とされている超スマート社会 Society5.0やポストコロナでの生活「新しい日常」等への対応、近い将来起こりうる様々な社会変化や市民からの多様なニーズ等に応えた新たな教育を振興するため、その基本計画として、第3期栃木市教育計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

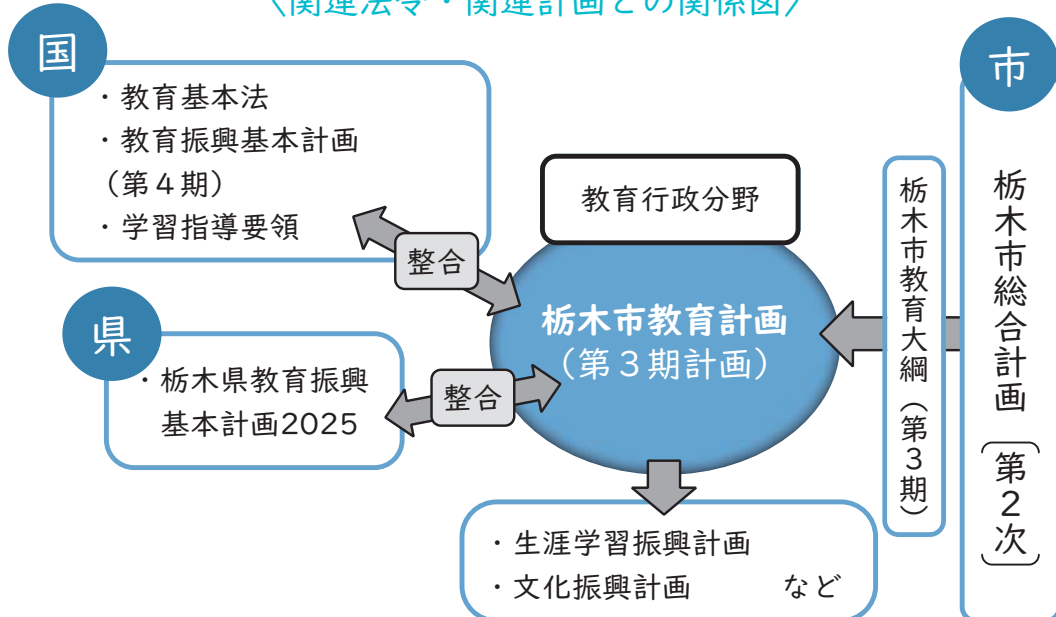
2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定により、国の教育振興基本計画を参酌するものとし、本市の実情に合わせた教育振興の方針とそのための施策に関して基本的な事項を定めたものです。

また、栃木市総合計画の教育行政分野に紐づけられるとともに、市長が定める栃木市教育大綱を関係各課と連携しながら具体的に推進するものでもあります。

なお、関連する法令及び諸計画については、以下に示すとおりです。

〈関連法令・関連計画との関係図〉



3 計画の構成

本計画は、「総論」と「各論」で構成されています。

「総論」では、教育を取り巻く環境の現状と課題を示すとともに、それらを踏まえた本市教育の基本理念とその具現化のための基本方針及び基本目標を明らかにしています。

「各論」では、基本方針を実現するための、施策の方向性や単位施策について定めています。

4 計画の期間

本計画は、第2次栃木市総合計画（基本計画）や第3期栃木市教育大綱等との整合性を図るため、その期間を令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

年 度	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31・R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
栃木市総合計画 (基本計画)	前期 (H25～)			後 期				第2次					
栃木市教育大綱	(H27制定)			改訂版				第3期					
栃木市教育計画	前期 (H25～)			後 期				第3期					
(国)教育振興基本計画	第2期 (H25～)			第3期				第4期					
(県)教育振興基本計画	教育振興基本計画2020			教育振興基本計画2025									

5 計画の進捗管理

本計画に定める施策や取組みを、着実かつ効果的に実施するため、進捗管理を行います。

栃木市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年度、点検評価を行い、その結果から改善等を図りながら、より一層の教育行政の充実に努めていきます。

① 教育を取り巻く環境の変化と課題

(1) 人口減少・少子高齢化

本市の総人口は平成2（1990）年の174,717人をピークに減少に転じ、令和2（2020）年には155,549人となっています。この傾向は今後も続き、国の調査機関（国立社会保障・人口問題研究所）の推計では、約20年後の令和27（2045）年には、115,516人まで減少すると予測されています。

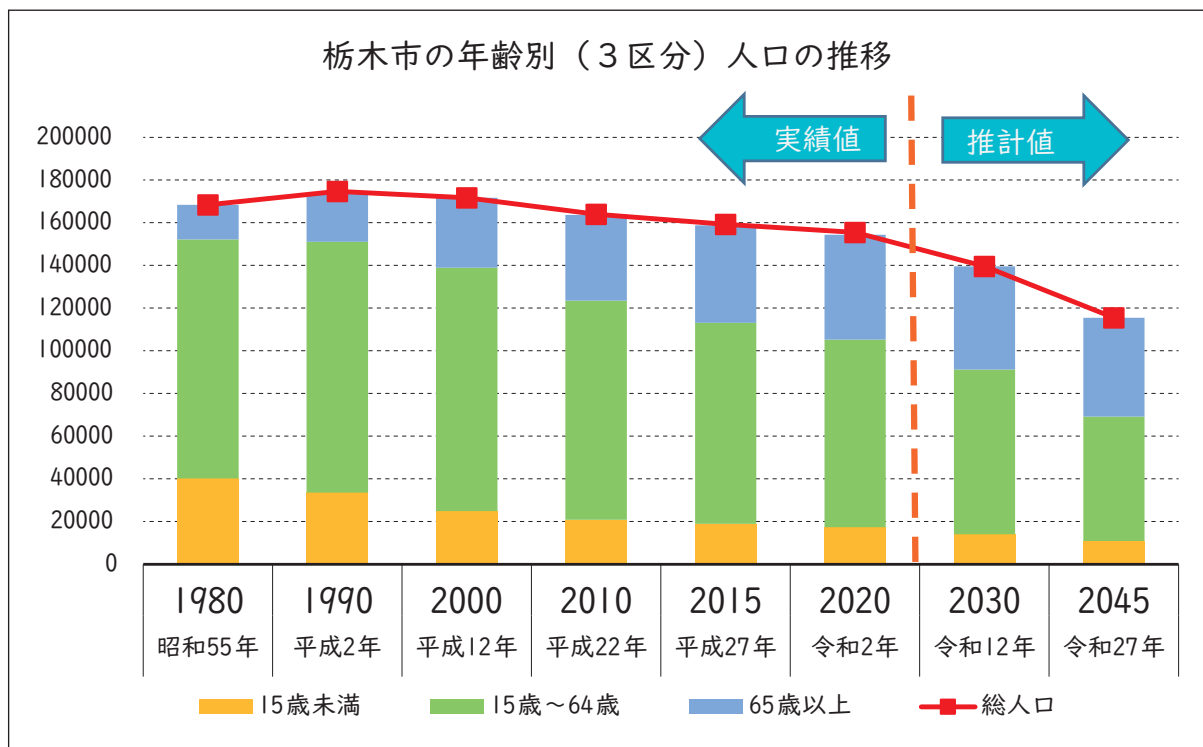
さらに、人口を構成する年齢層を見ると、全人口における「15歳未満の人口」「15歳から64歳の人口」の割合が年々減少していく一方で、「65歳以上の人口」の割合は増加し続け、令和27（2045）年には約4割を占めるまでになると予測されています。

このような人口減少・少子高齢化の進行は、本市だけでなく全国的な状況になっていますが、社会の働き手とされる「15歳から64歳の人口」が減少することにより、税収減はもちろん、社会全体の活力が衰退していくことなどが心配されています。

そうしたことから、これからの教育においては、今後社会を支えていく子どもたち一人ひとりの生き抜く力を培うことが、強く求められます。

また人生100年時代とされる長寿社会において、全ての人々が生涯にわたり、目標や生きがいを持って豊かに生活できるように、学びの機会を設けることなども教育上の課題となっています。

〈栃木市の将来人口推計〉



【令和2（2020）年国勢調査、第2期「栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」からの推計】

(2) 技術革新 (Society4.0からSociety5.0へ)

現在、私たちが生活するSociety4.0といわれる情報化が進んだ社会では、インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの普及により、世界のどこにいても瞬時にあらゆる情報を知ることができます。一方で社会には情報が溢れ、その情報量の多さに困惑する人と、情報を活用できる人との差が顕著となり、そこに経済的な格差が生じるという課題も見られます。

Society5.0といわれる技術革新が進んだ近未来では、情報量は更に膨大になっていきますが、それを的確に処理する人工知能(AI)が発達し、多くの人にとって、容易に有益な情報を共有することが期待されています。またAIによるロボットの自動化が今より進み、将来、多くの仕事がAI搭載のロボットに代替されていくことも予想されています。

このような技術革新は、人々にとって、労働の負担を軽減させ、生活での利便性を劇的に高めてくれます。しかし、その一方で仕事や生活様式の急激な変化への不安や仕事を失うことへの危機感、情報活用力の優劣による格差が広がることへの懸念等にも繋がります。

人々が安心してSociety5.0の社会に対応していくために、子どもたちに基礎学力を確実に身に付けさせることはもちろん、全ての子どもたちや必要とする大人に対して、情報スキル等を学ぶ機会を充実させることがこれからの教育に求められています。またその学びの中では、AIには代われない人間ならではの、豊かな感性や創造力、好奇心、探求力等を育み、伸ばしていくことも大切であると考えられています。

(3) グローバル化

情報通信や交通手段等の発達から、外国との距離が縮まり、インターネットを活用すれば世界の何処にいてもリアルタイムに情報を共有することができます。

グローバル化といわれるこの大きな流れは、人々の移動も促し、コロナ禍の影響を例外とすれば、近年、多くの外国人が日本を訪れるとともに、居留する人も増えています。また、日本人の行動範囲も国内に留まらず、多くの人々が外国で活躍しています。

グローバル化が進む社会では、国の内外を問わず様々な場面において、異なる言語や文化を持つ相手と接する機会がますます多くなっていきます。そして、その際に必要となるものが、お互いの意見や考えを伝え合うための語学力やコミュニケーション能力であり、相手の価値観を受け入れることができる多様性への柔軟な態度です。

今後進むグローバル社会を見据え、コミュニケーションの手段としての英語を積極的に用い、国内はもとより世界中の様々な分野で活躍できるような人材を育成することが期待されています。

（４）多様性や包摂性が求められる共生社会

近年、人々の多様性への対応を重視する社会が形成されるようになり、障がいのある人や高齢者が暮らしやすい社会が求められ、街中や施設等での障壁（バリア）を無くすバリアフリーや、誰もが利用しやすいもの・環境をつくるユニバーサルデザインの意識も浸透してきました。

これからの社会には、すべての人々の幸福のため、性別や人種、民族、国籍、出身地、社会的地位、障がいの有無などによって差別されたり、排除されることがない、誰もが分け隔てなく生活できるような包摂性のある社会が求められています。

現在、学校においては、障がいのある子どもたちが、それ以外の子どもたちと隔たりなく、共に学ぶことができるインクルーシブ教育システム（※１）を進め、共生社会の実現に貢献しようとしています。

SDGs（※２）の教育分野には「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。」と記されており、将来のより良い共生社会の実現には、全ての子どもたちを包み込むような、誰一人取り残さない教育の実現が求められています。

※１ インクルーシブ教育システム

障がいのある子どもたちが、その特性に応じ、可能な限り障がいのない子どもたちと共に、十分な教育を受けることができる仕組み。

※２ SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。

2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択された、2030年を年限とする17の国際目標。その下に169のターゲット、231の指標が決められている。

（５）地域コミュニティの希薄化

地縁的なつながりによるコミュニティは、住民が助け合って生活を営む基盤であり、自治会等を中心に地域の防災や防犯、環境美化を行うことや、地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を見守ることなどの大切な役割を担ってきました。

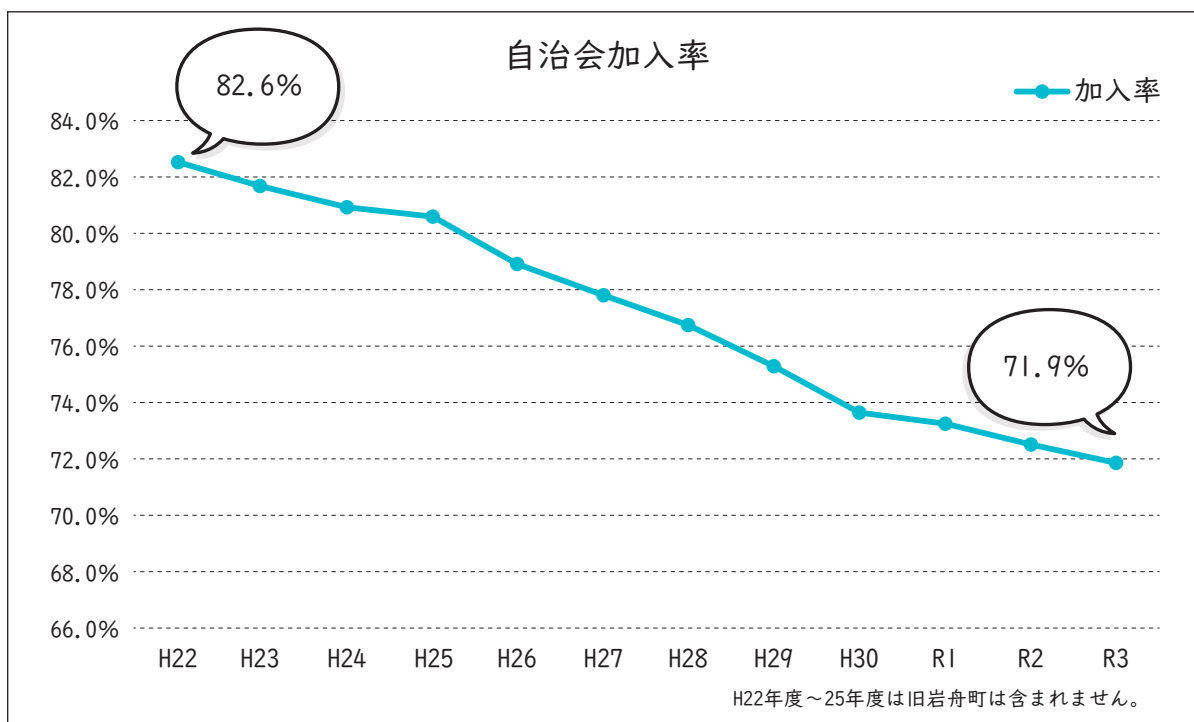
しかし、近年の人口減少や少子高齢化、人口流動、職住分離といった社会の変化に加え、個人の価値観の多様化やライフスタイルの変化によって、地縁的なつながりが薄れ、地域コミュニティが衰退する傾向になっています。

本市においては、平成22（2010）年に82.6%であった自治会加入率が、令和3（2021）年には71.9%まで低下していることから、地域の活力低下につながるものが危惧されています。

現在、全国的な動向として、学校が地域とつながり、地域の教育力を子どもたちの学習に生かすような活動が見られます。本市においても独自の取組みである「とちぎ未来アシストネット」により、各地域の多くの方が、学校支援ボランティアとして活躍しています。

今後は、こうした地域と学校の連携協働が更に進み、地域の活性化やまちづくりに発展することが期待されています。

〈栃木市の自治会加入率の推移〉



【令和3年度 栃木市調べ】

(6) 自然災害、感染症

大気中に排出された二酸化炭素（CO₂）などの大量の温室効果ガスが原因とされる「地球温暖化」が進み、その影響を受けた異常気象が、近年、毎年のように全国各地で発生しています。本市においても、平成27（2015）年の関東・東北豪雨、令和元（2019）年の東日本台風と、この数年の間に続けて自然災害による大きな被害を受けました。

また、令和2（2020）年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の社会活動や子どもたちの学習に多大な影響を与えています。

こうした不測の事態に対して、災害や感染症への理解を深め、より良い判断をし、自分の命を自分で守ろうとする態度を育てることが大切です。また、自他の生命を尊重し、安全で安心な社会を目指して、共に生きていこうとする態度を育てていくことも求められています。

さらに、様々な状況下においてもICT等を活用し、学びを止めない教育環境を整備することが、ポストコロナでの生活「新しい日常」への対応としても求められています。

(7) 教育に対する市民意識

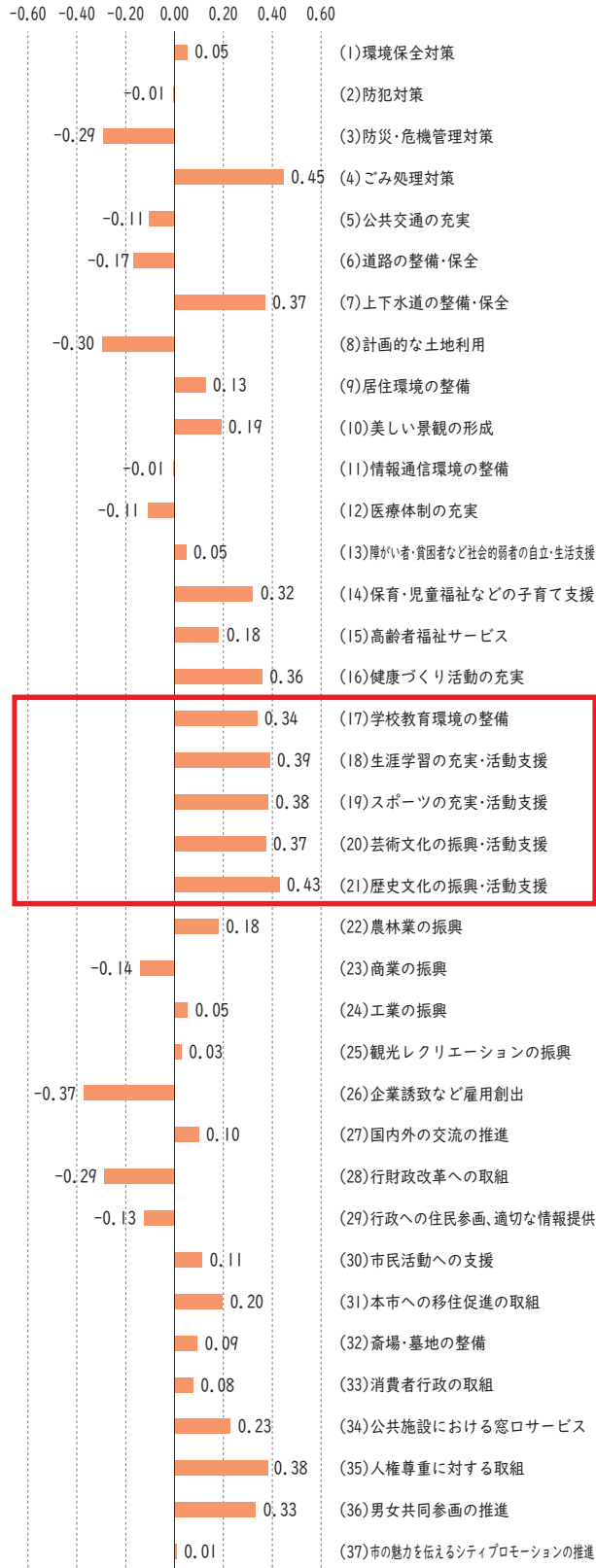
令和4年2月実施の栃木市総合計画に関する住民アンケートの調査結果（P8参照）では、教育に関する施策やサービスに対する全体的な満足度が高く、今後5年間の重要度も、「学校教育環境の整備」が37項目中9位となっています。しかし、生涯学習や文化に関する施策の重要度は、他に比べ低くなっています。

人生100年といわれる時代において、生涯にわたる学びの重要性や、地域ぐるみで子どもたちを育てるための大人としての資質を磨くことの大切さから、生涯学習の充実や文化の振興に関する方策も一層推進していくことが求められています。

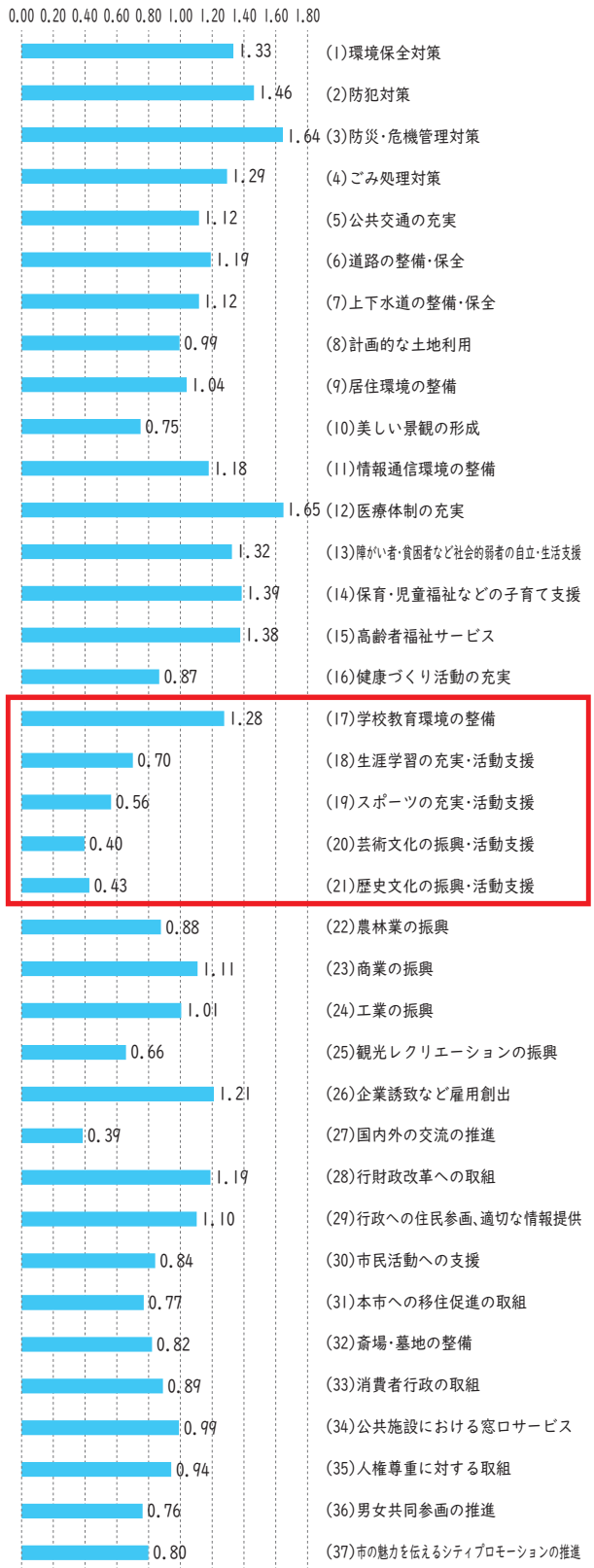
〈住民意識のアンケート結果〉

【まちづくりの施策やサービスに対する現状の満足度及び今後5年間の重要性】

〔満足度：得点化〕（市全体）



〔重要度：得点化〕（市全体）



令和4年2月「栃木市総合計画に関する住民アンケート調査結果」より

2 本市教育の基本理念

栃木市教育計画において、市の教育振興の基本理念を次のように定めます。

基本理念

希望に向かい 伸び伸びと個性を発揮し
互いに認め合いながら より良い社会を築いていく
‘とちぎ愛’ に満ちた人を育てます

なお、この基本理念は、以下の4つのキーワードを踏まえています。

キーワード①

「生命尊重・人権尊重」

自分を愛し、他人を愛する心 互いに認め合い共感する心

「たったひとりしかない自分を、たった一度しかない一生を、
ほんとうに生かさなかつたら、人間、うまれてきたかいがないじゃないか。」

(山本有三 作「路傍の石」の一節)



景勝地として名高い太平山謙信平の一角に、栃木市出身の文豪・山本有三（1887年～1974年）の功績を称えた文学碑が建立されています。

そこに刻まれたこの言葉は、本市初の名誉市民である山本有三の代表作「路傍の石」の一節で、主人公の吾一が、少年期に担任の次野先生からかけられた言葉です。

山本有三は、その小説、戯曲、随筆等の作品や政治家としての活動を通して、一度きりの命・人生を大事にして、真っすぐ生きることのすばらしさを謳っています。また、弱者に寄り添い差別に抗うような人権尊重の精神も常に示していました。

本市教育の推進に当たっては、このような山本有三の思いや精神を、多くの市民に親しまれている碑文の言葉を引用し「生命尊重・人権尊重」の大切な教えとして、全ての教育の根幹に据えます。

キーワード②

「生きる力・生き抜く力」

予測困難な社会に対応する力 生涯にわたる学びの機会

これからの社会は、人口減少・少子高齢化や技術革新、温暖化をはじめとした地球環境の変化等、複数の課題が絡み、予測困難なものになると考えられています。

そうした中、未来の社会を担う子どもたちをたくましく育てるためには、これまでも進めてきた、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成に加え、これからの社会で起こる様々な問題に対して、主体性を持ちながら柔軟に対応できる「生き抜く力」を育むことが必要になります。

また、人生100年時代といわれる長寿社会では、生涯にわたり夢や目標、生きがいを持ち続けられるような学びの機会を、全世代において充実させることが大切です。

本市教育としては、子どもたちの‘人生をたくましく、しなやかに生き抜く’ための資質を培うことや、市民一人ひとりの‘人生を豊かにするための学び’の実現に取り組んでいきます。

キーワード③

「多様性・包摂性」

多様性を尊重する態度 包摂的な社会に向けた学習環境

これからの社会の特徴の一つとして、世界で急速に進むグローバル化やそれに伴う多様性の広がりが挙げられます。具体的には、インターネット等の発達により異なる文化や言語を持つ人々が協働して作業を行う機会や、様々な価値観の調和を図るような話し合いの場面等がますます増えていきます。

こうした状況で必要なことは、私たち一人ひとりが、他者の立場や考え等の違いを認め、その多様性を尊重する態度を持つことや、すべての人が性別や人種、社会的地位、障がいの有無などによって差別されることなく行動することができる包摂的な社会をつくることです。

本市教育では、学びにおけるユニバーサルデザイン等、「多様性」や「包摂性」を意識した環境づくりに努め、‘誰一人取り残さない教育’を進めていきます。

キーワード④

「郷土愛」

郷土への愛着と誇り まちづくりへの態度・資質

「1 教育を取り巻く環境の変化と課題」で、本市の自治会加入率を例に示した地域コミュニティの希薄化は、市の将来に関わる大きな課題です。

本市では、平成24（2012）年から「とちぎ未来アシストネット」という独自の教育システムを導入しています。このシステムは、地域と学校の連携協働を組織的に発展させ、地域住民による学校支援ボランティア活動を通して、子どもたちの学習活動の充実を図るとともに、住民同士の絆づくりやそれに伴う地域の活性化等を図り、地域コミュニティ再構築の一助となってきました。

導入から約10年が経った現在、多くのボランティアの方々が各学校で活躍しています。子どもたちにとっては、地域住民との交流やそこでの学びが、ふるさとへの愛着を育み、将来この地域を守り、進んでまちづくりに取り組んでいこうとする態度の育成につながります。

また、本市の自然や歴史、文化等の良さや魅力を、体験的な活動を通して、市民や子どもたちが学んでいくことは、グローバルな社会において郷土だけに留まらず、自国へ誇りを持ち、日本人としての自分自身の考えに自信を持つことへの基盤にもなります。

本市教育では、未来を担う子どもたちに地域ぐるみで愛情を注ぎ、健全に育むとともに、多くの市民や子どもたちが‘とちぎ愛’に満たされ、郷土を愛するとともに、日本人としての誇りが持てるような「郷土愛」が培われることを大切にします。

3 本市教育の方針及び目標

本計画の基本理念を具現化するために、次の基本方針及び基本目標を定めます。

基本方針	基本目標
I 人生の礎となる生きる力の育成 《学校教育の充実》	○自分を大切に、人を思いやり、互いに共感・共生できる心や態度を育む。 ○予測困難とされる時代をたくましく、しなやかに生き抜く力を育む。 ○ふるさとを愛し、社会に貢献しようとする心や態度を育む。
II 人生を輝かせる学びの充実 《生涯学習の充実》	○一人ひとりの生涯を豊かにする様々な分野での学びを推進する。
III 豊かな学びへつなぐ文化の振興 《文化の振興》	○歴史や文化、芸術にふれる体験的な学びを推進する。
IV 教育を支える環境の整備 《教育環境の整備》	○学びの充実を目指す教育の環境を整える。

基本方針 I

人生の礎となる生きる力の育成 《学校教育の充実》

「基本方針 I 人生の礎となる生きる力の育成」では、これからの社会を担う子どもたちの育成について、次の目標に沿った《学校教育の充実》を図ります。

【基本目標】

自分を大切に、人を思いやり、互いに共感・共生できる心や態度を育む。

自分を大切にするとともに、他人に対して思いやりの心を持つことは、人と人が共に幸せに生きるために肝要なことです。生き方の基礎を培う幼少期から思春期には、互いに共感・共生できる心や態度を育むことが重要です。本市学校教育では、「生命尊重・人権尊重」の精神の涵養を図り、様々な場面で豊かな心を育む人権教育や道徳教育等の充実を進めていきます。

また、包摂的な社会を目指し、特別支援教育の推進や不登校への対応等、‘誰一人取り残さない教育’を充実させていきます。

【基本目標】

予測困難とされる時代をたくましく、しなやかに生き抜く力を育む。

今の子どもたちが大人になる2030年代以降は、社会が複雑化の一途をたどり、その変化を予測することも困難な時代になると考えられています。

こうした時代に向けて、子どもたちの生涯にわたる「生きる力」の基盤づくりとして、‘確かな学力’‘豊かな心’‘健やかな体’の育成に一層努めていきます。また、世界規模で進めるSDGs（持続可能な開発目標）やカーボンニュートラル（※3）等のような新しい課題についても、子どもたちへの教育に積極的に取り入れていきます。

なお、GIGAスクール構想（※4）により児童生徒一人一台のPC（タブレット）が整備されたことから、教育現場でのDX（※5）化が更に進むものと思われ、その効果を十分に生かしたICTを活用した教育を推進して、‘個別最適な学び’や、‘協働的な学び’等を充実させていきます。

さらに、国際化に伴う多様な社会の広がりに対しては、異なる考えや文化を受け入れ、協働して課題解決を図る力を育むことが大切と考え、コミュニケーション能力の向上等を目指したグローバル教育を進めていきます。

このように本市教育は、これからの時代や社会をしっかりと見据え、‘たくましく、しなやかに生き抜いていける’ように子どもたちを育てていきます。

※3 カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量・除去量を均衡化させることで、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指しています。

※4 GIGA（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想

児童生徒一人一台のPCと高速ネットワークの一体的整備を進めることにより、教育ICT環境の充実を図ります。

※5 DX（デジタルトランスフォーメーション）

「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という仮説で、スウェーデンのエリック・ストルターマン教授が提唱しました。

【基本目標】

ふるさとを愛し、社会に貢献しようとする心や態度を育む。

これからの栃木市を支えていく子どもたちには、ふるさとを大切に、将来において自ら進んで‘社会づくり・まちづくり’に参加しようとする郷土愛を育むことや、広く世界の中で活躍するための日本人としての誇りや自信を持たせることが重要です。

現在、市内小中学校では、地域住民による学校支援ボランティア活動が活発に行われ、子どもたちと地域住民との交流が進められています。また、子どもたちが地域に出て、調べ学習を行ったり、地域の行事に参加・参画したりすることも盛んになっています。

本市教育においては、今後更に、学校と地域の繋がりを大切にしながら、子どもたちが本市の自然や歴史、文化等への理解を深める「ふるさと学習」等を充実させ、ふるさとへの愛着と誇りを育てていきます。

基本方針 Ⅱ

人生を輝かせる学びの充実 《生涯学習の充実》

「基本方針Ⅱ 人生を輝かせる学びの充実」では、市民一人ひとりの人生を豊かにする学びの充実を目指し、次の目標に沿った《生涯学習の充実》を図ります。

【基本目標】

一人ひとりの生涯を豊かにする様々な分野での学びを推進する。

市民一人ひとりが生涯にわたり、学ぶことから自らの喜びや生きがいを見出し、そこで得られた知識や経験を地域活動等に生かすことのできる生涯学習社会の実現を目指すことが大切です。

本市では、これまで生涯学習の充実として、市民大学をはじめとした各種講座や研修会の開催、社会教育団体への活動支援等を進める中で、親世代を対象とした家庭教育に関する講座の充実や若者の社会貢献活動を通じた青少年の健全育成等、様々な世代を対象にした学びの充実に努めてきました。

今後、このような生涯学習を更に推進させることにより、市民一人ひとりの学びから、それぞれの人生を豊かにすることを目指していきます。

基本方針 Ⅲ

豊かな学びへつなぐ文化の振興 《文化の振興》

「基本方針Ⅲ 豊かな学びへつなぐ文化の振興」では、市民の文化への興味関心が豊かな学びにつながることを目指し、次の目標に沿った《文化の振興》を図ります。

【基本目標】

歴史や文化、芸術にふれる体験的な学びを推進する。

多くの市民が関心を寄せる歴史や文化、芸術分野について、市民が積極的に学ぶことができるようにするためには、文化に関する各種講座の充実や、文化財の保護、団体活動への支援、施設の整備等を行うことが大切です。また、その学び方もより実感を伴ったものにするために、実物を直接鑑賞できるようにしたり、他者との意見交換が可能な参加型ワークショップを開催したりするなど、工夫した取組みを行うことが効果的です。

本市では、こうしたことに鑑み、新たな文化振興の拠点として、令和4（2022）年に旧市役所跡地に「栃木市立美術館・文学館」を開館しました。

今後は、栃木市立美術館・文学館をはじめとする文化施設において、優れた文化、芸術を鑑賞・体験できる機会を更に充実させるとともに、本市の歴史や文化を今に伝える貴重な文化財の保存や活用に努めていきます。

「基本方針Ⅳ 教育を支える環境の整備」では、子どもたちの教育の充実を目指し、次の目標に沿った<<教育環境の整備>>を図ります。

【基本目標】

学びの充実を目指す教育の環境を整える。

教職員は、子どもたちにとって、最も重要な教育環境の一つです。本市では、市内小中学校の教職員の資質・能力の向上を図るための様々な研修の機会を設けており、引き続きその充実に努めることが必要です。

また、その指導力を生かすためにも、教職員が心身ともに健康で、子どもたち一人ひとりにじっくりと向き合えるような体制づくりが大切です。全国的に過重労働が指摘されている教職員の働き方改革の更なる推進も求められます。

本市教育の特色ともいえる「とちぎ未来アシストネット」は、‘学校・家庭・地域の連携協働’により、学校における教育活動の充実や地域の絆づくり等を図る教育システムであり、学校支援ボランティア活動等を充実させたことで成果をあげていますが、今後、各学校に設置している「学校運営協議会」(※6)においても学校の課題を地域と共有し、子どもたちへの教育効果の向上や地域の活性化を更に進めていきます。

子どもたちの教育に関わる学校施設については、日常的な点検と定期的な点検を実施するとともに、計画的な改修や修繕により子どもたちの安全・安心を確保していきます。今後の学校施設の改修においては、エネルギー問題等にも考慮した自然と調和した社会の実現を目指します。

さらに、GIGAスクール構想により児童生徒一人一台のPC(タブレット)の整備が完了したことから、今後は子どもたちの情報活用能力の更なる育成を図るため、社会状況の変化や、加速化する情報技術の進歩にあわせ変化する学習に対応できる教育環境の充実に努めていきます。

※6 学校運営協議会

保護者や地域住民の代表者及び校長により構成され、「地域とともにある学校づくり」を進めます。一般的に学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールといいます。

栃木市では、2017(平成29)年から、県内で初めて市内公立全小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール化を図りました。

4 施策を横断する3つの視点

本計画では4つの基本方針を定め、それぞれの施策を進めていきますが、基本理念に示した「人づくり」がその基盤になります。

そこで、基本理念やその背景となったキーワード（【生命尊重・人権尊重】【生きる力・生き抜く力】【多様性・包摂性】【郷土愛】）から導いた、次の3つの視点で基本施策や単位施策を横断的に捉え、本市ならではの教育の振興が図られるようにします。

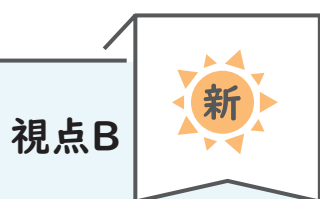


視点A

生命・ひとを大切にすることを育む

【生命尊重・人権尊重】に基づく視点

関連ワード：「人権教育」「いじめ防止」「協力」等



視点B

新しい時代を より良く生きる人を育む

【生きる力・生き抜く力】【多様性・包摂性】に基づく視点

関連ワード：「SDGs」「Society5.0」「GIGAスクール構想」「DX」

「ICT」「カーボンニュートラル」

「インクルーシブ教育システム」等



視点C

ふるさとを愛し まちづくりを進める人を育む

【郷土愛】に基づく視点

関連ワード：「ふるさと」「ふるさと学習」「地域」等

※3つの視点については、各論における単位施策のところにアイコンを記し、関連付けを表しています。

5 本市教育イメージ図

山本有三の
精神・遺した言葉

たったひとりしかない自分を、たった一度しかない一生を、
ほんとうに生かさなかったら、人間、うまれてきたかいがないじゃないか。
(山本有三 作「路傍の石」の一節)

基本理念へのキーワード

「生命尊重・人権尊重」

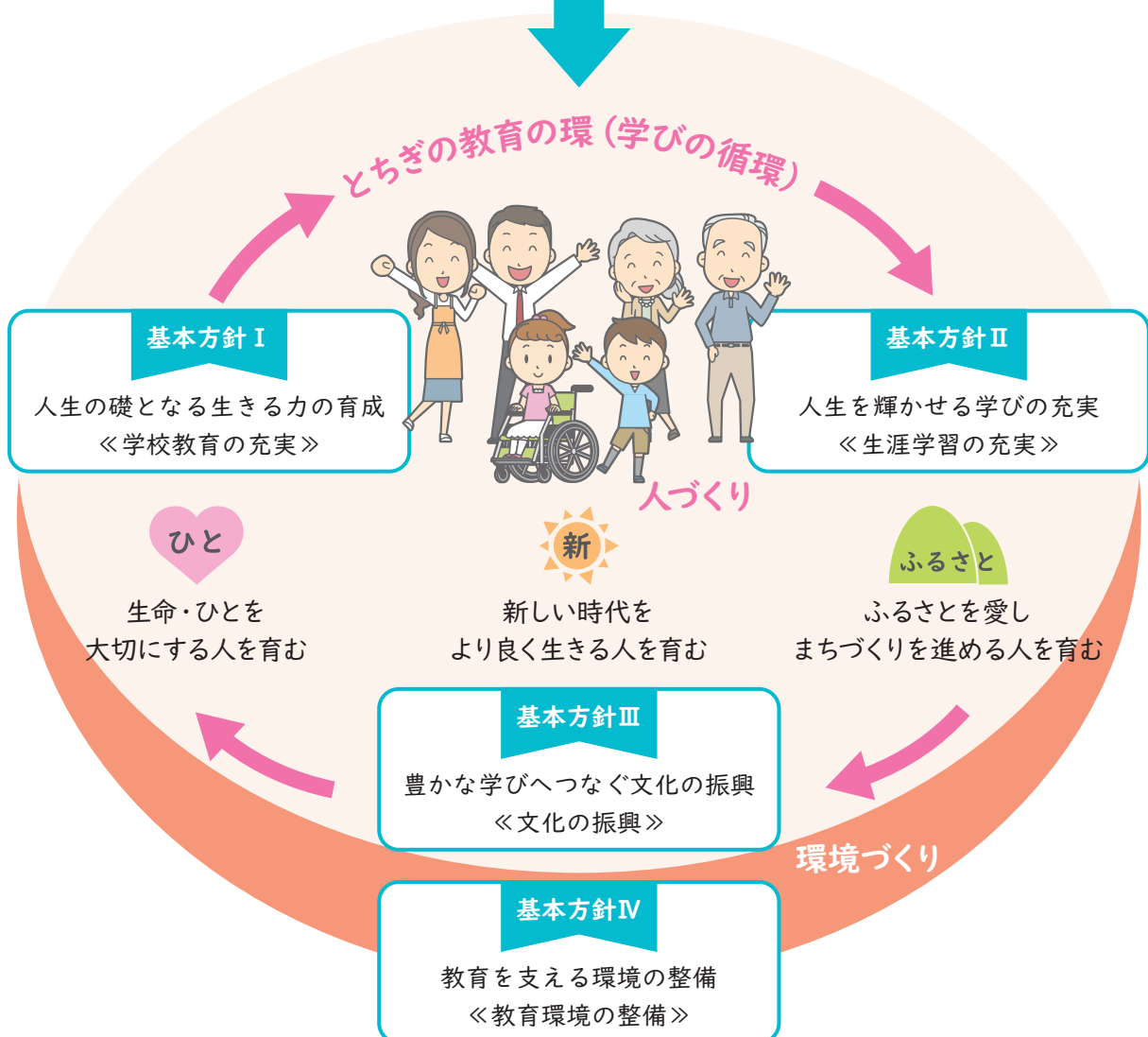
「生きる力・生き抜く力」

「多様性・包摂性」

「郷土愛」

基本理念

希望に向かい 伸び伸びと個性を発揮し
互いに認め合いながら より良い社会を築いていく
‘とちぎ愛’に満ちた人を育てます



6 施策の体系図

基本理念

基本方針・基本目標

基本施策・単施策

希望に向かい 伸び伸びと個性を發揮し 互いに認め合いながら より良い社会を築いていく、とちぎ愛に満ちた人を育てます

【基本方針Ⅰ】 人生の礎となる生きる力の育成 《学校教育の充実》

【目標】

- 自分を大切に、人を思いやり、互いに共感・共生できる心や態度を育む
- 予測困難とされる時代をたくましく、しなやかに生き抜く力を育む
- ふるさとを愛し、社会に貢献しようとする心や態度を育む

【基本方針Ⅱ】 人生を輝かせる学びの充実 《生涯学習の充実》

【目標】

- 一人ひとりの生涯を豊かにする様々な分野での学びを推進する

【基本方針Ⅲ】 豊かな学びへつなぐ文化の振興 《文化の振興》

【目標】

- 歴史や文化、芸術にふれる体験的な学びを推進する

【基本方針Ⅳ】 教育を支える環境の整備 《教育環境の整備》

【目標】

- 学びの充実を目指す教育の環境を整える

1 共生社会を形成する豊かな心の育成

- (1) 人権教育の充実
- (2) 特別支援教育の充実
- (3) 道徳教育の充実
- (4) 外国人児童生徒等教育の充実

2 児童生徒指導の充実

- (1) 組織的かつ協働的な児童生徒指導・支援体制の充実
- (2) 学校におけるいじめ防止の推進
- (3) 不登校児童生徒等への組織的な支援の充実

3 確かな学力と健やかな体の育成

- (1) 学習指導の充実
- (2) 体育・健康に関する指導の充実
- (3) 安全教育の充実
- (4) 食育・学校給食の充実
- (5) 学校保健の充実
- (6) 学校における感染症予防・対策

4 グローバル教育の推進

- (1) 多様性への受容性を高める活動の充実
- (2) SDGsの視点から考え伝え合う学習の充実
- (3) コミュニケーション能力を育む外国語教育の充実

5 ふるさとを生かした学習の充実

- (1) ふるさと学習の充実
- (2) 地域の人に学ぶ機会の充実

6 生涯にわたる学びの環境の充実

- (1) 生涯学習ネットワークの構築
- (2) 社会教育施設の活用促進

7 生涯にわたる学びの機会の充実

- (1) 市民の学習機会の充実
- (2) 人権教育の充実
- (3) 家庭教育支援の推進
- (4) 青少年教育の推進
- (5) 青少年健全育成の推進
- (6) 市民の読書活動の推進

8 文化芸術活動の推進

- (1) 文化芸術に親しみ、学ぶ機会の充実
- (2) 文化施設の整備・活用の充実
- (3) 文化団体等の育成・支援

9 歴史文化の保存及び活用

- (1) 文化財等の保存と活用
- (2) 郷土芸能等の継承支援
- (3) 歴史文化を学ぶ機会の充実

10 学校・地域における教育環境の整備

- (1) とちぎ未来アシストネットの推進
- (2) コミュニティ・スクールの推進
- (3) 小中一貫教育の推進
- (4) 幼・保・小・中・高・大等の連携・交流の充実
- (5) 就学支援の充実
- (6) 学校の安全管理の徹底
- (7) 学校における働き方改革の推進
- (8) 小中学校適正配置の推進

11 教職員の資質・能力の向上

- (1) 学校訪問指導の充実
- (2) 教職員研修の充実
- (3) 教育研究所の研修の充実

12 学校施設・設備の整備

- (1) 学校施設・設備の充実
- (2) 学校給食施設・設備の充実

ひと

新

ふるさと

施策を横断する3つの視点

A 生命・ひとを大切に作る人を育む

B 新しい時代を より良く生きる人を育む

C ふるさとを愛し まちづくりを進める人を育む

基本方針
I人生の礎となる生きる力の育成
《学校教育の充実》

基本施策 I

共生社会を形成する豊かな心の育成

■ 施策の方向

- 子どもたちに豊かな人間性や自尊感情を育成しながら、互いに支え合えるより良い人間関係をつくろうとする態度を育てる人権教育の充実に努めます。
- 障がいの有無にかかわらず、子どもたち一人ひとりが持つ力を最大限に発揮し、生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、特別支援教育の充実に努めます。
- 子どもたちが自分を見つめ、他者とのかかわりを通して、自己の生き方についての考えを深める道徳教育の充実に努めます。
- 外国人児童生徒等が、安心して学ぶことのできる環境を整備し、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援に努めます。



互いに考えを伝え合う授業（人権教育）



外国人児童生徒等及び保護者向けの進学等説明会

■ 単位施策

(1) 人権教育の充実

ひと  新

本市では、市民が互いの人権を尊重し、共に協力し合い、みんなが幸せに暮らせる共生社会の実現を目指しています。そのためには、部落差別問題（同和問題）をはじめ、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人、性的指向・性自認等の問題を解決していく必要があります。

そこで、子どもたちの発達の段階に応じて、子どもたちに豊かな人間性や自尊感情を育成しながら、より良い人間関係をつくろうとする態度を育てる人権教育の充実に努めています。

その取組みの一つとして、人権教育実践校を指定し、研究の成果を市全体に広めていきます。

また、人権教育啓発資料「子どもの幸せのために」等の資料を各家庭に配付し、それぞれの学校で取り組んでいる人権教育の内容と関連付けながら、保護者等への啓発に努めていきます。

（２）特別支援教育の充実



障がいの有無にかかわらず、誰もがその能力を発揮し、社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りをもって生きられる社会をつくるために、インクルーシブ教育システムの推進が必要です。そのため、特別支援教育を着実に進めていくことが大切です。

本市では、配慮を要する子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を受けられるよう、通常の学級・特別支援学級にかかわらず、幼児期から保護者等とともに個別の教育支援計画・個別の指導計画「すくすくシート」を作成し、積極的な活用を推進しています。

また、研修を通して、教職員の特別支援教育に関する資質の向上を図るとともに、一人ひとりの障がいの状態や特性に応じたきめ細かな指導・支援が行えるようその体制づくりに努めています。

これからも、一人ひとりの能力や特性に応じた合理的配慮の提供等、必要な支援内容の検討を図りながら、学校・家庭・関係機関が連携し、一貫した組織的・計画的な教育支援の充実を目指します。

（３）道徳教育の充実



近年、少子化や価値観の多様化等、子どもたちを取り巻く社会環境の変化に伴い、自尊感情や規範意識の低下、人間関係の希薄化等、子どもたちの心や行動に及ぼす影響が心配されています。

そのような中、子どもたちが、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断等の道徳性を身に付けることは、人としてより良く生きる上で非常に重要です。

そのため、各校においては、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」と記載）を要として、教育活動全体を通じて行う道徳教育の一層の充実や、道徳科の授業の質の向上が求められています。

道徳科の授業では、各校で道徳教育の重点目標を設定し、指導内容の重点化を図ります。そして、他者との対話を通して多面的・多角的に考えることで、一人ひとりが、道徳的な課題を自分ごととして捉え、自分の生き方についての考えを深めることができるように努めます。

また、各校の道徳教育推進教師等を対象にした研修会を実施し、道徳教育が全校体制で組織的に行われるよう、推進体制づくりに取り組みます。

(4) 外国人児童生徒等教育の充実

グローバル化が進展した社会の中で、増加傾向にある外国人児童生徒等が生き生きと学校生活を送り、夢や希望をもって成長することができるようにするためには、一人ひとりの日本語習得や学校生活への適応の状況に応じた指導の充実が重要になります。

本市においても、日本語指導の必要な外国人児童生徒数は年々増加傾向にあり、多言語化、多国籍化が進んでいます。

そこで、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対し、拠点校における初期指導や日本語指導員、日本語指導サポーター等による巡回指導を行うことで、一人ひとりのニーズに応じた指導に努めています。

今後も、日本語教室担当者、日本語指導員等を対象とした研修会を通して、指導者の専門性の向上を目指すとともに、母語支援員による児童生徒への支援、就学に関する必要な手続きの補助、学校からの通知の翻訳や通訳の派遣、進学に関する情報提供等の支援を行い、外国人児童生徒等や保護者が学校生活に適応できるように努めます。



■ 施策の方向

- 子どもたちが生き生きと安心して学校生活を送れるよう、一人ひとりが抱える課題等に適切に対応できる組織的かつ協働的な児童生徒指導・支援体制の充実に努めます。
- 各校における「いじめ防止基本方針」に則り、家庭・地域・関係機関と連携を図り、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。
- 不登校が生じない魅力ある学校づくりを推進するとともに、一人ひとりの実情に合った多様な学びの場の提供や段階的な指導・支援に努めます。



「いじめ防止」の授業（校内フォーラム）



仲良く活動する子どもたち（道徳の授業）

■ 単位施策

（1）組織的かつ協働的な児童生徒指導・支援体制の充実

ひと

子どもたちを取り巻く課題が複雑化・多様化している今日にあって、円滑な課題解決を図るためには、学校のみならず、家庭・地域・関係機関が協働して子どもたちの健全育成に取り組むことが必要です。

本市では、教職員対象の研修会を実施し、事例をもとに、個に応じた指導・支援について理解を深めることで、教職員の指導力向上に努めています。

また、各校では、子どもたちへの指導・支援方針を共通理解した上で、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、組織的に未然防止・早期発見・早期対応に努めています。

今後も、学校・家庭・地域が一体となって、未来を担う子どもたちの成長を支えていきます。

（2）学校におけるいじめ防止の推進

ひと

新

いじめ問題は年々深刻化しており、SNS（※7）の普及に伴い、いじめの実態把握がより困難になっています。いじめは、どの学校、どの子にも起こり得ることを十分認識し、学校・家庭・地域が協力して、いじめを生まない環境づくりに努めることが求められています。

本市では、いじめの実態を定期的に把握し、その結果を受け、指導主事や臨床心理士、学校教育支援専門員、スクールソーシャルワーカーが、関係機関と連携を図りながら問題の解消に努めるとともに、家庭に対して、リーフレットの配付等によるいじめ防止に向けた啓発

を行っています。

学校においては、各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ対策組織を中心として、迅速かつ組織的な対応に努めています。

学校・家庭・地域が一体となって、いじめを自分たちの問題と捉え、いじめの防止や解決に向け自主的に行動できる子どもたちの育成を目指していきます。

※7 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

インターネットにおいて個人やグループで、コミュニケーションをとることができるサービス。

（3）不登校児童生徒等への組織的な支援の充実



不登校傾向がある児童生徒数は、全国的に年々増加傾向にあり、本市においても同様の傾向を示しています。

不登校はどの子にも起こり得ることであり、市内小中学校においては、すべての子どもたちが安心して学び、生活することができるよう、組織的な支援が求められています。

本市では、市内5か所に栃木市教育支援センター（※8）を設置し、令和2年度に策定した「栃木市不登校児童生徒適応指導教室の在り方に関する方針」に基づき、不登校傾向にある児童生徒に対して、社会的自立に向けた指導・支援を行っています。

今後は更に、学校・家庭・フリースクール等民間団体、関係機関との連携を図り、子どもたちや保護者の意思を尊重し、一人ひとりの実情に合った多様な学び場の確保に努めます。

※8 栃木市教育支援センター

令和5年度より「栃木市不登校児童生徒適応指導教室」から名称変更



■ 施策の方向

- 教員の授業力向上、各種学力調査の活用、地域との連携等の指導方法の工夫・改善により、「確かな学力」の育成に努めます。
- 子どもたちが生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、心身の健康を保持していくため、その発達段階に応じた学校体育の充実等に努めます。
- 自他の生命を尊重し、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度や、危険を予測し回避する能力を育成する安全教育の充実等に努めます。
- 学校における食の安全を保持するとともに、子どもたちへの食育を推進します。
- 感染症の予防等に努め、安全で快適な学校生活への環境づくりを推進します。



タブレットを活用した授業



地元食材を教材にした食育活動

■ 単位施策

(1) 学習指導の充実



予測困難と言われる時代を生きる子どもたちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え判断して行動できる力を育てることが必要です。

そのために本市では、学校における学習の充実を図り、「ねらい」の提示、問題解決的な学習、言語活動の充実、「振り返り」の実施等を意識した指導を通して、「できた」「わかった」を子どもたちが実感できる授業を展開し、「確かな学力」の育成に努めます。

また、教職員の指導力の向上を図り、指導主事等による授業改善や学校課題解決に向けた指導助言を行うとともに、効果的なICTの活用を促し、「全国学力・学習状況調査」や「とちぎっ子学習状況調査」等の各種学力調査の結果分析による指導法の工夫・改善を行います。

さらに「とちぎ未来アシストネット」の一環としての学習支援ボランティアを活用した取り組み等を通して、地域と連携した学習指導の充実にも努めます。



(2) 体育・健康に関する指導の充実

生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、心身の健康を保持増進していくためには、子どもたちが体を動かす楽しさや心地よさを実感し、運動やスポーツに対する意欲や基本的な技能を身に付けていくことが必要です。そのため、子どもたちの発達の段階に応じて、学校教育や部活動・クラブ活動における指導が求められます。

そこで、学校体育の授業において、多様な動きをつくる運動遊びや、体ほぐしの運動などを行う「体づくり運動」等の学習内容の充実を図ることで、楽しく活動量に満ちた授業づくりを進めていきます。

また、部活動・クラブ活動において、地域の力を生かしながら、子どもたちがスポーツの楽しさや喜びを味わう機会の確保に努めていきます。



(3) 安全教育の充実

台風や豪雨、地震等の自然災害に加え、交通事故や不審者による事件等、人々の生命や生活を脅かす危険が、身の回りで多く発生しています。

このような状況の中、子どもたちには自他の生命の尊重を基盤としながら、安全・安心な生活や社会の実現のため、主体的に行動する態度や、危険を予測し回避する能力が求められています。

本市では、「栃木市防災教育基本プログラム」に基づく実践的な防災教育や、各校における計画的な交通安全教室等を通して、子どもたちが自らの判断で危険から身を守り、主体的に行動する態度の育成に努めています。

また、各校で、学校安全計画や危機管理マニュアルを整備するほか、「栃木市通学路交通安全プログラム」により、毎年計画的に通学路の安全点検を実施しています。

今後も、学校・家庭・地域・関係機関が連携して、安全教育の充実に取り組んでいきます。



(4) 食育・学校給食の充実

これからの学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供するだけでなく、食に関する正しい理解を養う上で重要な役割を果たすものであり、食育として生きる力を身に付けさせ、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む基礎となるものです。

本市では、食育として栄養教諭等を中心に食に関する指導を行うことに加え、学校給食がふるさとを学ぶ「生きた教材」になるよう、地場産食材を活用した献立「とち介ランチ」を提供しています。

今後更に、季節や旬に配慮した食材や郷土料理等を活用した献立を充実させることにより、子どもたちの地域の食文化への関心を高め、郷土を愛し大切に思う「郷土愛」が培われるように努めていきます。

また、食の安全について、アレルギー対応では「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、事故の未然防止を図るとともに、関係機関と連携しながら、万全な体制の整備に努めます。その他の安全についても、各学校給食共同調理場等が「学校給食衛生

管理基準」に基づき、安心でおいしい学校給食の提供を続けていきます。

(5) 学校保健の充実



学校においては、児童生徒の健康の保持増進等を図るため、これまで保健教育と保健管理の2つの柱で展開される学校保健が進められてきました。

子どもたちへの保健教育としては、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等での指導を通して、健康への基礎となる知識や技術の習得、健康を適切に管理する思考力や判断力の向上、健康促進に向かう態度の育成が行われてきました。

もう一方の保健管理としては、定期健康診断や日常の健康観察を通じて、児童生徒の心身の状況を捉えながら、適切に保健指導や健康相談等を行うことや、校内環境の安全保持を図る学校環境衛生検査の実施等に努めてきました。

また、多様化・深刻化が進む子どもたちの今日的な健康課題に対しては、学校での保健に関する組織体制の充実が肝要となります。現在各校に設置されている学校保健委員会を核として、全教職員の共通認識による組織的且つ計画的な保健指導を進めることや、連携の範囲を校内だけに留めず、学校医や学校歯科医、学校薬剤師等の専門家や家庭との協働による保健活動の充実に努めます。

(6) 学校における感染症予防・対策



新型コロナウイルス感染症については、国レベルでの対策等の変化はあるものの、いまだ感染の収束が見られず、各教育機関では、その予防・対策を引き続き行っている状況です。(令和5年3月時点)

コロナ禍における学校では、これまでに「感染予防」として、校舎内外の消毒作業や家庭との連携による健康観察の徹底、密を避けた学習活動の工夫等を行うとともに、「学びの保障」として、デジタル教材の活用やオンライン学習の実践等を進めてきました。

その中でも、学校支援ボランティアによる消毒作業やオンライン学習のための教職員による学習動画の作成等は、子どもたちの学びを止めないための、教職員と地域住民の方々の強い思いと協力体制の表れと捉えることができます。

今後も、感染状況による柔軟かつ慎重な対応が求められますが、引き続き、国・県からの情報収集に努めるとともに、関係機関、学校医等や家庭との更なる連携強化を図り、感染症に負けない学校づくりを進めていきます。



■ 施策の方向

- 多様な文化や歴史、考え方に触れ、受容性を高める活動の充実に努めます。
- 多面的・多角的な視点から物事を捉え、思考・判断して、考え伝え合う学習の充実に努めます。
- 外国語活動・外国語科の授業において、コミュニケーション活動の充実に努めます。



ALTと学ぶ外国語科の授業



多様な国の文化を学ぶ「グローバルデー」

■ 単位施策

(1) 多様性への受容性を高める活動の充実



グローバル化が進展した社会の中で、多様な他者と協働するためには、自分とは異なる文化や歴史、考え方など、多様性を尊重することが必要です。

本市では、小中学校の外国語教育を通して、子どもたちが相手の立場を尊重し認め合い、多様な文化や価値観を受容する態度等の育成を図ってきましたが、更にそれらの外国語教育で培ってきた資質・能力を生かし、各教科等の授業を通して、国際社会の一員として生きていこうとする態度を育成することが大切です。

そのため、子どもたちが多くの国の人々から直接話を聞いたり、文化を実際に体験したりできる場を充実し、様々な文化を受容し、多様性を尊重しようとする態度を育てます。

また、異なる文化や地域の中で様々な経験をした人や専門的な分野で活躍している人など、広い視野で考えを持つ人の話を聞く機会を設け、様々な考えの中から課題の解決のために必要な方向性を見出すなど、多様な考え方を肯定的に理解しようとする態度を育てます。

(2) SDGsの視点から考え伝え合う学習の充実



今後更にグローバル化が進展し、異なる文化が交わるこれからの社会に向けて、子どもたちが自分の考えをもとに議論する体験を通して、多面的・多角的な視点から物事を捉え、客観的に判断することのできる思考力・判断力を育成する必要があります。

限られた地域の中で生活し、成長してきた子どもたちにとって、世界で起きている事象について考えることは易しいことではありません。子どもたちが、自国の利益だけを優先させ

ることなく、世界の人々の幸福のために多面的・多角的な視点から物事を考えることができるよう、各教科等においてSDGsに関連した様々な事象を取り上げ、持続可能な社会の実現のために自分たちに何ができるのかを考える「グローバル教育プログラム」を作成し、市内の小中学校で実施します。

また、多面的・多角的な視点から物事を捉えて考え、判断する力の育成を目指し、各教科等で学んだ知識や現在世界で起きている様々な事象についての情報を基に、自分の考えを形成したり、課題解決に向けて議論したりする活動の充実を図ります。



(3) コミュニケーション能力を育む外国語教育の充実

未来を担う子どもたちには、多様な文化や価値観を尊重しつつ、相手の立場や考え、気持ちに共感し、思いや考えを伝え合いながら協働して課題を解決することができる能力が求められています。こうした中、国際共通語として最も重要な役割を果たしている英語を身に付ける教育の重要性がますます高まっています。

学校においては、小学校3年生からの外国語活動が、5・6年生では外国語科として教科化されたり、中学校においては指導語数が大幅に増加されたり、英語で授業を進めるようになったり等、グローバル化に対応した外国語教育の充実が図られています。

また、外国語でのコミュニケーション能力を育成するためには、伝え合う必然性のある場の設定が重要です。場面設定等を工夫して、子どもたちが自然な文脈で、主体的に英語で自分の思いや考えを伝え合う活動の充実に努めます。

さらに、子どもたちが外国人と直接話す体験や外国人が実際に使う英語を聞いたり読んだりする体験も大切と考え、本市のALTと直接コミュニケーション体験ができる機会を充実させるために、様々な国のALTの確保に努め、研修会等を通してALTの指導力の向上を図ります。



基本施策5

ふるさとを生かした学習の充実

■ 施策の方向

- ふるさとへの愛着と誇りを育むために、計画的・系統的な「ふるさと学習」の充実に努めます。
- 「ふるさと学習」でのさまざまな地域素材・地域人材の活用に努めます。
- とちぎ未来アシストネットを生かして、地域の人々から学ぶ機会を充実させます。



「とちぎ秋まつり」での山車引き体験



地域の方から学ぶ「箒づくり体験」

■ 単位施策

(1) ふるさと学習の充実

ふるさと

本市は、豊かな自然に恵まれ、受け継がれている多くの文化遺産を有し、著名な文化人を輩出している歴史と文化が息づくまちです。自分が生まれ育ったふるさとへの愛着と誇りを育むためには、子どもたちが身近な地域の中で多くの人と関わりながら、本市の自然、歴史、文化、産業、まちづくり等への理解を深めることが重要です。各校では渡良瀬遊水地等の自然、小倉堰や下野国庁跡、皆川城址等の史跡、大中寺の七不思議等の伝承、山本有三や田中正造、小平浪平、円仁等の先人を教材化し、「ふるさと学習」を市内全小中学校で実施しています。

さらに、小学校3・4年生用社会科副読本「わたしたちの栃木市」での学習をはじめとした「ふるさと学習」を各教科等の年間指導計画に位置付け、児童生徒の発達の段階を踏まえた計画的・系統的な学習の充実に努めます。

また、栃木市教育研究所ホームページ「栃木市ふるさと学習」コーナーの充実や「渡良瀬遊水地わくわく探検ブック」等のふるさと学習資料の活用、地域素材・地域人材の活用など、「ふるさと学習」の教材開発に努めます。

(2) 地域の人に学ぶ機会の充実

平成24年度から導入した「とちぎ未来アシストネット」により、現在では、学校の授業や地域の行事等、様々な場面で子どもたちと地域の人たちとの交流が図られています。

こうした機会は、地域の大人から子どもへと、ふるさとの風土のよさが直接伝えられ、子どもたちの地域への理解が深まるとともに、ふるさとを愛する心の育成へと繋がっています。さらに、次世代の子どもたちや育んでくれた地域のために、そして社会のために活躍している大人の姿に直接ふれることができるこの機会は、子どもたちにとって生き方を学ぶ場にもなっています。

本市では、これからも「とちぎ未来アシストネット」等の活用により、学校と地域の連携を進め、多世代交流の機会をより多く設け、自分らしく生きることや社会に貢献することの大切さ等について学べるように努めていきます。



基本施策6

生涯にわたる学びの環境の充実

■ 施策の方向

- 学校・家庭・地域が密接に連携・協働し、それぞれが互いに支え合う双方向の取組みを推進します。
- 市民が安全かつ、気軽に学習活動ができる施設環境の充実を図り、利便性の向上に努めます。



とちぎ未来アシストネット研修会



図書館職員によるおはなし会

■ 単位施策

(1) 生涯学習ネットワークの構築



社会の急激な変化により、多様な価値観が広がるこれからの時代においては、市民一人ひとりのニーズやライフスタイルに合わせた生涯学習の充実と、その学びを支えるような人と人、人と団体、団体と団体などを繋げるようなネットワークの構築が求められます。

そのため、まずは生涯学習に関する多様な講座の開設と、その内容を多くの市民に知らせるように、ホームページの掲載等を工夫して情報を提供したり、生涯学習を支援する社会教育団体の間を繋いだり、学校・家庭・地域の連携協働を進めたりして、生涯学習ネットワークの構築を促進しています。

また、本市では、「とちぎ未来アシストネット」により、多くの地域の方が学校支援ボランティアとして活躍されています。このことは、学校と地域の連携を図ったネットワークの充実を示すものであり、生涯学習における学びの成果を発揮する場としても有効な取組みになっています。

ただし、地域から学校への支援に比べ、学校から地域への支援、例えば子どもたちの地域活動への参加等が少ないことや、今後心配されるボランティアの人材不足や高齢化などの課題が「とちぎ未来アシストネット」にもあります。

今後は、「とちぎ未来アシストネット」の啓発活動等を強化し、より多くの世代の参画を促すとともに、PTA活動等との連携を図りながら、学校・家庭・地域が互いに支え合う双方向の取組みを進め、教育環境の充実に努めていきます。また、そうした三者一体の組織的な活動の充実のため、生涯学習による人材育成や地域ボランティア等の資質向上を図ります。



(2) 社会教育施設の活用の促進

図書館等の社会教育施設は、生涯にわたる市民の主体的な学びを支える施設であり、市民にとって気軽に利用できる身近な施設として活用されています。

今後も、市民の継続した学習活動や、学びを通じたつながりづくりを支援するため、市民活動及び生涯学習拠点である社会教育施設を、誰もが安全に利用できるよう施設環境の充実を図り、利便性の向上に努めます。

特に図書館については、調査研究や課題解決を図る場でもあることから、市民からの多様な要望に対応できるよう、資料の収集・提供及び市民の学びのための相談体制の強化を進めていきます。更に美術館や文学館、文化会館等の文化芸術施設との連携協力体制を構築していき、市民の主体的な学びの充実に結びつくよう努めていきます。



基本施策7

生涯にわたる学びの機会の充実

■ 施策の方向

- 市民の多様なニーズに応えるとともに、学びによるひとづくり・まちづくりを推進するため、学びの機会を充実させます。
- 人権に関する学びの機会の充実に努め、人権教育講座や研修会等を実施します。
- 親としての学びや育ちを支援するため、学級・講座等を開催し家庭教育支援の充実に努めます。
- 子どもたちの科学に対する好奇心や探求心を育むため、サイエンススクールの充実に努めます。
- 高校生が同世代の仲間だけでなく、大人とも関わりながら社会参画する活動を支援します。
- 青少年の健全育成を図るため、街頭補導や相談業務等の実施に努めます。
- 図書館の利便性等の向上を図り、広く読書に親しめる多様な読書環境の充実に努めます。



年間を通した連続講座で学ぶ栃木市民大学



とちぎ高校生蔵部主催の栃木市高校生合同文化祭

■ 単位施策

(1) 市民の学習機会の充実



人生100年時代といわれる今、生涯にわたる学びは、その人の視野や考え方を広げ続け、人としての成長とともに、新たな絆づくりのきっかけになるなど、豊かで充実した人生を送ることにつながります。

現在、本市では、市民大学や各種学級・講座の開催など、様々な学習機会を提供するとともに、生涯学習人材バンクへの登録によるボランティア活動の機会の提供に努めています。しかしながら、今般のコロナ禍により、各種学級・講座やボランティア活動の多くが中止を余儀なくされました。

今後は、こうした学習をきっかけに、地域社会の一員としてまちづくり活動に参画し、その活動を通して、更に学びを深めていく「学び」と「活動」の好循環を進めていきます。なお、従来の対面式での実施に加え、ICTを活用したオンライン形式での講座の開催等、誰もがどこでも学べる、ポストコロナでの生活に対応した学びの機会を創出していきます。



(2) 人権教育の充実

市民一人ひとりの人権が尊重され、互いを認め合いながら自分らしく生きていくことは、人が幸福に生きていくために必要不可欠なことです。こうした人権尊重の考えは、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」にも反映され、これからの社会づくりに大切なこととされています。

本市においては、これまで部落差別問題（同和問題）をはじめ、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人、性的指向・性自認の問題を持つ人、感染症患者、医療従事者等に対する偏見・差別、インターネットによる誹謗中傷等を無くし、すべての市民の人権が尊重される社会の実現を目指して人権講座・啓発に取り組んできました。

今後は、更に多様化が進んだ社会での共生の実現を目指し、人権問題への理解を深める人権教育講座等の充実を図ります。また、学校や関係機関等との連携を図り、立場や役割として、人に接したり、教えたりする機会の多い職種を対象とした指導者育成研修を積極的に実施していきます。



(3) 家庭教育支援の推進

家庭教育は、子どもに対する全ての教育の出発点であることから、子どもの育ちにとっては重要なことです。しかしながら、近年は核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化により、身近な人から子育てを学ぶ機会が減少し、家庭での教育力の低下が危惧されています。

本市では、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育施設・小学校・中学校の保護者を対象とした家庭教育学級の施設ごとでの開設や市民向けの家庭教育講演会の開催を、市PTA連合会や各地域の家庭教育支援団体と連携して実施しています。また、「広報とちぎ」等を活用して、家庭教育に関する啓発活動やインターネット動画配信も進めています。

家庭教育支援では、特に人格的な基礎が形成される就学前及び小学校期において充実させることが大切であることから、引き続き、未就学児から小学生の保護者を対象とした家庭教育学級の充実に努めていきます。

また、家庭教育に関するリーフレットの発行やICTを活用した動画配信にも取り組みます。



(4) 青少年教育の推進

近年、子どもと大人との交流の機会が減少するなかで、様々な体験を通しながら人と人との関係を築いていく経験が乏しくなっています。

そこで、青少年期において、様々な世代の人との交流活動や多様な体験等ができる学びの機会を充実させていく必要があります。本市では科学を愛する心を養うための体験を通じて、学び手の関心が高まるよう「科学する心を育むサイエンススクール」を毎年開設しています。また、地域の子どもたちを地域で育てる仕組みづくりとして、地域で活動する指導者の育成、青少年教育に携わる社会教育関係団体の活動の活性化に努めています。そして、市内の高校に通う生徒等による「とちぎ高校生蔵部」のまちづくり等への参画活動を支援しています。

今後更に青少年の体験活動や世代間交流活動を行い、社会性や自尊感情、協調性、積極性などの育成に努めます。また、若者によるまちづくり等の活動を支援し、地域行事等への若者の参画を促進し、自分を育んだ地域への愛着を高めます。



(5) 青少年健全育成の推進

青少年を取り巻く社会環境が目まぐるしく変化していく中、従来の喫煙や深夜徘徊等の問題行動に加え、スマートフォンやタブレット等によるインターネットの利用から発生するトラブルが増加しています。また、子どもたちを狙った不審者事案や児童虐待、いじめ問題も大きな社会問題となっています。

それらの対応として、本市では、青少年育成センター（少年補導員）による補導活動や有害広告の除却活動等を通じ、青少年の健全育成と環境浄化に努めています。また、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、青少年健全育成団体が行う講演会や広報・啓発活動への支援や青少年相談員及び少年補導員等の研修会の開催等により、青少年育成指導者の養成も行っています。

今後更に、多くの情報が氾濫していく社会では、トラブルの多様化や低年齢化が心配されます。そこで、これらの対策の一層の充実を図るとともに、学校・家庭・地域・関係機関が一体となってこれらの対策の一層の充実を図っていきます。



(6) 市民の読書活動の推進

読書は、読んだ人の視野を広げ、知識を増やし、教養を高めることで知性を発達させるとともに、本の内容に共感したり、感動したりすることで、情操を養い、豊かな心を育成させることにもつながります。

本市の図書館では、子どもから大人まで誰もが読書に親しめるよう、市民のニーズに対応できる蔵書の充実やCD・DVD等の視聴覚資料の収集保存に努めてきました。また利用促進のためのサービスとしての移動図書館・配本・宅配サービス等も行ってきました。

今後は、更に読書の楽しさや大切さを分かりやすく伝えられるように、館内環境の充実を図ります。また市民一人ひとりが気軽に利用でき、本に出合うきっかけが作りやすい図書館となるよう、読書バリアフリー等のサービスも充実させます。

そしてICT環境の整備により、来館しなくても閲覧できる電子書籍の活用等を検討し、誰もが読書に親しめる環境づくりも進めていきます。



基本施策 8

文化芸術活動の推進

■ 施策の方向

- 市民が、文化芸術をより身近に感じられるよう、直接鑑賞できるような体験活動の充実に努めます。
- ふるさとへの愛着と誇りを育むため、郷土ゆかりの文化芸術を学ぶ機会の充実に努めます。
- 文化芸術活動の拠点となる文化会館・美術館等の文化施設の有効活用を図るとともに、安全かつ効率的、効果的な施設運営に努めます。
- 文化芸術活動の継承発展を図るため、文化団体等の育成及び活動への支援、活動情報発信の充実に努めます。
- 次世代の文化芸術活動を担っていく後継者の育成を支援します。



新しい文化芸術の拠点 栃木市立美術館



歴史的建造物を利用した栃木市立文学館

■ 単位施策

(1) 文化芸術に親しみ、学ぶ機会の充実



市民一人ひとりが、ゆとりと潤いのある心豊かな生活を送るためには、文化芸術を身近なものと感じるとともに、文化に対する感性を高め、理解を深めることができるようにしていくことが重要です。

そのために、文化芸術に親しむ人を増やすことを目指して、優れた文化に直接ふれあう機会の充実に図るとともに、デジタル技術を活用した作品鑑賞方法の構築や情報発信に努めます。また、ふるさとへの誇りと愛着を育むため、学校と連携して子どもたちも含めた地域ぐるみで、郷土ゆかりの文化芸術を鑑賞・体験できる機会を確保するとともに、文化会館及び美術館等の文化施設を積極的に活用しながら、学習機会の充実に努めていきます。

特に、新たに整備した美術館及び文学館におきましては、市ゆかりの芸術家及び文学者の芸術作品や文化歴史資料を収集・保存・活用し、さらなる文化意識の向上を目指します。

(2) 文化施設の整備・活用の充実



本市には様々な文化施設が存在し、多様な活動に利用されています。

しかしながら、広域合併した本市においては、同じ目的の文化施設が複数存在していることに加え、老朽化による維持管理の負担も増加していることから、同目的施設の再編を進め、計画的な施設改修及び設備更新等を進めていきます。

なお、施設の改修等に関しては、年齢や障がいの有無に関わらず誰にとっても利用しやすい利便性や脱炭素社会の実現に向けたクリーン化を考慮していく必要があります。

また、文化会館及び美術館では、魅力ある自主事業や企画展等の事業展開を図り、文化芸術の鑑賞・体験機会、学習機会を充実させるための中心的役割を担っていきます。

さらに、美術館及び文学館を観光・市民活動の拠点施設として活用し、地域の活性化を図ります。

(3) 文化団体等の育成・支援



本市では、主に文化協会等が中心に行っている各地域の文化祭等への支援や、文化団体の育成・支援を行っていますが、各文化団体等では会員の減少や高齢化が進み、文化祭等の参加者数の伸び悩みや後継者不足が課題となっています。

今後は、文化芸術活動の継承発展を図るため、文化団体等の育成及び文化芸術活動への支援や活動情報の発信を充実するほか、次世代の文化芸術活動を担っていく後継者の育成に努めていきます。



■ 施策の方向

- 文化財は地域の歴史や文化を今に伝える貴重な財産であることから、その保存に努めます。
- 文化財を次世代へと継承していくため、展示や資料作成、講演会や説明会の開催等を通して、その価値や魅力への理解が深められるように努めます。
- 観光など他分野との連携を深め、文化財を生かしたまちづくりを進めます。
- 郷土芸能等の継承を図るため、保存団体への支援や情報発信のほか、担い手の育成支援に努めます。
- ふるさとへの愛着や誇りを育むため、学校や資料館、文学館等において郷土にゆかりのある文化財等を活用した学習機会の提供を進めます。



嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区の街並み



「白石家戸長屋敷」での見学案内

■ 単位施策

(1) 文化財等の保存と活用



文化財は、地域の歴史や文化を今に伝える貴重な財産であり、本市にはそれらが数多く残されています。様々な文化財を永く良好な状態で保ち、次世代へと継承していくためには、その価値や魅力を理解する人々を増やし、所有者だけでなく、行政や地域住民等が連携しながら、それぞれの文化財の状況に応じた保存への取組みを進める必要があります。

本市では、各地域における文化財等の把握を進めるとともにデータ管理を推進し、より多くの人々に情報が伝わるようホームページ等による情報発信に努めます。

また、文化財については、保存への取組みを着実に進める一方、地域資源や観光資源としての活用が図れることから、観光等の他分野の団体と連携して、本市の強みともいえる文化財を生かしたまちづくりを進めます。

(2) 郷土芸能等の継承支援

本市の郷土芸能等については、今も多くの地域で祭りや神楽、獅子舞などの文化が残っていますが、人口減少・少子高齢化など地域社会の変化に伴い、地域の郷土文化が継承されにくい状況になっています。

郷土芸能等の保存・継承に向けては、保存団体への支援や情報発信、担い手の育成支援に努めるほか、伝承が途絶えるおそれがあるものについては記録保存を進めます。

(3) 歴史文化を学ぶ機会の充実

歴史や文化を学ぶことは、ふるさとへの愛着や誇りを醸成する一助になります。

優れた文化財、郷土に根づいた芸能や生活文化、社会の発展に尽くしてきた先人の功績や努力について学ぶことで、学び直しとなる大人は郷土愛を更に強くし、次代を担う子どもたちにはそれらを継承し発展させようとする意欲や態度が養われるものと考えます。

行政・地域・学校が連携し、資料館や文学館等も活用しながら、歴史文化を学ぶ機会の充実に努めます。



基本施策10

学校・地域における教育環境の整備

■ 施策の方向

- 学校・家庭・地域の連携を図る「とちぎ未来アシストネット」を更に推進します。
- 地域とともにある学校「コミュニティ・スクール」の活用を推進します。
- 中学校区の小中学校をつなぎ、栃木市ならではの地域とともにある小中一貫教育を推進します。
- 幼・保・小教職員の交流・連携を図るとともに、高・大等を含めた情報共有等を進め、早期からの切れ目ない支援の充実に努めます。
- 児童生徒が安心して通学できるような就学支援を進めます。
- 児童生徒にとって、学校が安全・安心な場所であるように努めます。
- 学校の教職員が、いきいきと活躍できるような「働き方改革」を推進します。
- 少子化・人口減少に対して、望ましい学校規模等を保持していけるような学校適正配置の検討を進めます。



地域の方と一緒にさつまいも掘り



小中一貫教育を進める学校運営協議会小中合同会議

■ 単位施策

(1) とちぎ未来アシストネットの推進



現在、学校・家庭・地域の連携による「とちぎ未来アシストネット事業」が推進され、市民が学んだ成果を地域や地域の子どもたちに還元する仕組みになっています。この地域ぐるみで子どもたちの「生きる力」を育む教育システムが機能し、市内公立小中学校で学校支援ボランティアが活発に行われています。

今後は、学校・家庭・地域が密接に連携・協働し、それぞれが互いに支え合う双方向の取り組みを促進し、地域の活性化につなげていくことが重要です。とちぎ未来アシストネット事業に

においては、これまでの「地域から学校へ」の学校支援ボランティア活動の充実を図るとともに、子どもたちが地域活動に参加し、地域貢献活動に主体性を持って参画するなど「学校から地域へ」の取組みを一層充実させていきます。また、学校支援ボランティアの資質向上や、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの人材発掘・育成等を積極的に行い、持続可能な取組みとなるように努めます。

(2) コミュニティ・スクールの推進



本市では平成29(2017)年度より、市内全ての公立小中学校を「地域とともにある学校」コミュニティ・スクールにするため、校長及び保護者代表、地域住民代表等により構成する学校運営協議会を各校に設置しています。

それぞれの学校運営協議会では、校長による経営方針の承認を行うとともに、学校や子どもたちを取り巻く教育的な課題について、学校・家庭・地域が連携して解決できるように話し合っています。

協議では、これまで地域住民による学校支援ボランティア活動について、多く検討されてきましたが、今般の状況として、学校における感染症予防について検討されることが多く見られ、学校の課題を地域と共有している様子がうかがえます。

今後は更に、各校での学校運営協議会がますます活発化されるとともに、話し合いから実行につながるような取組みが増えることを目指していきますが、そのために市内外を問わない様々な好事例を、多くの方が共有できるように、広報啓発等を充実させ、より多くの人の参画を求めています。

(3) 小中一貫教育の推進



本市では平成29(2017)年度より、6・3制を生かした栃木市ならではの小中一貫教育を、学校運営協議会制度と併せて導入し、市内全小中学校において実施しています。中学校区のブロックごとに学校・家庭・地域が目指す子ども像を共有し、義務教育9年間の一貫性のある教育により、未来を担う子どもたちに「生きる力」の育成を目指しています。

これまで、ブロック内小中学校相互の授業参観に始まり、授業研究会への参加、小中合同研修会や乗り入れ授業等での交流・協働を図りながら、「参観」から「参加」そして「参画」へと段階的に結びつきを深める中で、教育活動の充実や教職員の相互理解に一定の成果が見られました。

今後は更に、小学校6年間と中学校3年間のつながりを重視し、指導内容や指導方法の系統性を十分に意識した一貫性のある教育課程の編成に取り組み、学習指導上や生活指導上の円滑な接続を目指します。

また、小中一貫教育に係る取組みを可視化したグランドデザインの作成により、保護者や地域住民にも広く周知し、地域とともに特色ある小中一貫教育を進めます。



(4) 幼・保・小・中・高・大等の連携・交流の充実

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校での教育は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくります。この時期の子どもの成長を切れ目なく支える観点から、それぞれの発達の段階を踏まえ、一人ひとりの多様性や学びの連続性に配慮しつつ、教育の内容や方法を工夫することが重要です。

そのため本市では、幼保小連絡協議会主催の幼保小合同で行う研修会や相互職場体験研修を通して、教職員の交流・連携を図るとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに子どもの姿を共有することで、幼児教育と小学校教育のつながりを意識した円滑な接続を目指します。

また、個別の教育支援計画・個別の指導計画「すくすくシート」等を活用した支援情報を就学先の小学校等に引き継ぐことで、早期からの一貫した支援のさらなる充実に努めます。

なお、このような連携については、その枠組みを更に広げ、小学校と中学校間で一貫教育の推進に加え、高等学校等の教職員との交流や、市と大学との包括連携等、様々な場面での充実に今後も図っていきます。



(5) 就学支援の充実

本市では、経済的理由により小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助することにより、児童生徒が安心して通学できるように支援する就学援助制度を実施しています。

また、入学時及び進級時に全小中学校でお知らせを配付するなど、学校と連携し、支援を必要としている児童生徒の世帯に対して、周知を図っています。

さらに、進学等に伴う経済的な負担を軽減するため、高校生や大学生等には、給付型奨学金、貸付型奨学金及び定住促進奨学金の3つの奨学金制度を設けており、利用者は希望に合わせた奨学金を選択できます。

今後は、本制度による支援が真に必要とされる家庭や児童生徒に対しての周知活動に努めるとともに、内容の見直し等を行い、全ての子どもたちの教育を受ける権利を守り、一人ひとりの子どもたちの将来を後押ししていきます。



(6) 学校の安全管理の徹底

学校は、子どもたちにとって登下校も含めて安心して安全に過ごせる場所ではなくてはなりません。

そのため各校では、学校安全計画や危機管理マニュアル、防災教育基本プログラム等に基づき、地震や竜巻等の急な災害の発生時に適切に対応できるよう、防災訓練や防災教育等を行っています。また、緊急時に迅速に対応するため「子どもたちの安全・安心を守る緊急メール配信システム」を活用し、学校及び教育委員会から保護者や教職員に対し、必要な情報を正確に発信することにも努めています。

また、学校施設や通学路の定期的な点検も徹底して、子どもたちの安全確保に努めています。

交通事故の危険性が高い登下校については、スクールガード・リーダーやとちぎ未来アシストネット見守りボランティアによる安全確保が行われ、地域の力が発揮されています。

今後更に子どもたち自身の安全への意識向上を図るとともに、安全点検の徹底や、地域と連携しての子どもたちの見守りを充実し、安全・安心な学校の保持を進めていきます。

(7) 学校における働き方改革の推進



本市においては学校の教職員が、心身ともに健康でやりがいをもって勤務し、子どもたちのための質の高い教育を実現するため、平成31（2019）年1月に「栃木市版 先生の働き方改革ガイドライン」を策定し、校内業務のスリム化や共同学校事務室の設置による学校事務の標準化、教職員の意識改革や出退勤管理システム（タイムカードの活用）の導入等、様々な方策を進めてきました。

こうした取組みにより、国が示す過労死ライン（月80時間以上の時間外勤務時間）を超過する教職員の割合は大幅に減少してきましたが、完全な解消には至っていません。

国の指針では、教職員の時間外勤務時間について月45時間以内、年360時間以内を上限とすることも更に示されるようになり、なお一層の改善が求められています。

今後は、これまでの取組みを引き続き行っていくことに加え、本市が進めている学校と地域の連携による教職員の負担軽減を「とちぎ未来アシストネット」の活用によって進めるとともに、新しい教育課題とされる部活動の地域移行についても取り組んでいきます。

(8) 小中学校適正配置の推進



全国的な少子化の影響により、市内全ての公立小中学校において在籍する児童生徒数が年々減少しています。本市では、これまでに「栃木市小中学校適正配置基本方針」（平成28年2月）及び「栃木市小中学校適正配置基本構想」（平成31年1月）を策定し、適正な学校規模の基準を「必要な学級数」や「望ましい学級数」として示すとともに、今後の人口推計や児童生徒数に鑑みた各地域における学校数を想定しています。

これまで、適正な学校規模の基準に満たない学校については、保護者や地域住民による協議会を設け、今後の学校の在り方等を検討してきましたが、こうした協議会での合意を経て、令和2（2020）年4月には小野寺小学校が、令和4（2022）年4月には藤岡中学校が、統合により新しい学校として開校しました。

また、基準に満たない小学校の一部については、「小規模特認校制度」という市内在住ならば学区外からも通えることを認める制度を適用しています。現在は、大宮南小学校と国府南小学校の2校を指定し、学区外から通う児童を含め、小規模校ならではの特色ある教育を進めています。

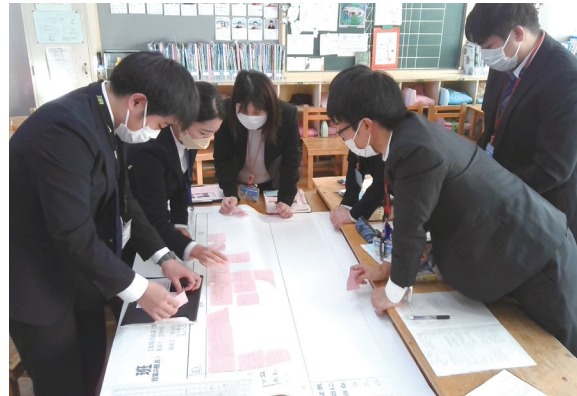
本市では、引き続き子どもたちにとって適正と思われる学校規模の確保を目指していきます。併せて、地域コミュニティの核としての学校の役割に考慮し、保護者や地域住民の方々と学校の在り方について十分に検討する機会を設け、適正な教育環境の確保に努めていきます。

■ 施策の方向

- 各校の教育課題に応じて学校訪問を行い、同僚性を基盤として、教職員の資質・能力の向上に努めます。
- 教職員のニーズや学校教育を取り巻く環境の変化を踏まえた各種研修会を実施し、教職員の資質・能力の向上に努めます。
- 教職員の研修及び研究・調査の場としての教育研究所の研修を充実させ、学び続ける教職員の支援に努めます。



教育研究所での教職員研修



公開授業後の話し合い（授業研究会）

■ 単位施策

（1）学校訪問指導の充実



本市では、指導主事等による学校訪問を通して、教職員の指導力向上、学校の組織的指導体制の構築、特色ある学校づくりの推進等の教育活動の充実を目指すとともに、教職員の同僚性の向上にもつなげています。

それぞれの学校が直面する課題は、地域や学校規模等により異なり、必要な支援も多様です。そこで、学校訪問では、学校の実情に応じた指導・支援、情報や資料の提供等を行い、各校の特色を生かした教育活動の推進につなげます。

また、学校訪問を学校の特色や課題について理解する機会とし、必要と思われる教育施策を展開していきます。

（2）教職員研修の充実



近年、学校を取り巻く環境が急速に変化し、新たな課題が生じていることに加え、子どもたちに変化の激しい予測困難な社会を生きる力を育むために、教職員の資質・能力の向上が求められています。

そこで本市では、年間を通じて様々な教職員の研修を実施しています。

一方、教職員の働き方改革や感染症の影響、ICTの進歩や新たなニーズなど、社会の変化を踏まえた研修の見直しが求められています。

このため、研修内容や方法の工夫・改善を図り、「個別最適な教師の学び」「協働的な教師の学び」を踏まえた新たな教師の学びを通して、教職員の資質・能力の向上に努めます。



(3) 教育研究所の研修の充実

近年、時間外勤務の多さに表される教職員の多忙さや、年齢構成上の偏りから、教職員の主体的な研修機会の確保や、世代間の指導技術の継承が課題となっています。

本市では、教育研究所を設置し、教職員同士が年齢や学校種の枠を越えて自由に語り合い、学び合いながら、課題に基づく実践研究を推進しています。また、その成果について、ホームページや教育研究発表会等で広く周知に努めています。

今後も、教育研究所が、教職員の資質向上に向けた学びの場となるよう取り組むとともに、研修を通して、教職員同士の同僚性が図られ、指導技術や専門的知見の継承が円滑に進むよう、学び続ける教職員を支援していきます。



■ 施策の方向

- 安全・安心な学校施設の整備と充実に努めます。
- 小中学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な改修や修繕を進めます。
- カーボンニュートラル社会の実現等、環境問題に配慮した取組みを進めます。
- 子どもたちの情報活用能力の育成を図り、ICT環境の更なる充実に努めます。
- 学校給食施設・設備の維持管理の充実に努めます。



長寿命化改修工事を行った屋内運動場



タブレットによる他校とのリモート授業

■ 単位施策

(1) 学校施設・設備の充実



現在、校舎や屋内運動場等、多くの学校施設において老朽化が進んでいます。

子どもたちにとって、安全・安心な学校施設を整備していくため、定期的な点検の徹底はもとより、小中学校施設長寿命化計画に基づく計画的な改修や修繕を引き続き進めていきます。

また、誰にとっても使いやすい施設の充実を目指し、多目的トイレの整備やスロープによる段差解消といった学校施設におけるバリアフリー化について推進していきます。

更に、学習環境の向上として、ICT環境の充実に努めるとともに、施設の省エネルギー化を図るため、高効率のLED照明や空調設備への更新等を推進していきます。

(2) 学校給食施設・設備の充実



市内に17箇所ある学校給食共同調理場等は、昭和50年代から60年代にかけて7箇所を整備した後、多くの調理場で老朽化が進んでいます。

施設の老朽化は、衛生面での不安を高めることにつながりますが、食物アレルギーへの対応としても、個々の症状に応じたきめ細かい配慮が難しくなることも懸念されます。

本市では、子どもたちにより安全・安心な学校給食を提供するため、計画的な改修・改築等を早急に進めていく必要があります。その一つとして、現在（仮称）栃木東地域学校給食センターの整備を進めています。

推進指標

各基本施策について、その成果や達成状況を客観的に測るために設定された成果指標や目標値を整理したものを示します。

なお、施策によっては指標を数値化するため、施策全体にわたる内容のものもあれば、部分的な取組みについての内容のものもあります。

【基本方針Ⅰ 人生の礎となる生きる力の育成 《学校教育の充実》】

○基本施策Ⅰ 共生社会を形成する豊かな心の育成

指標名	単位	現状値	目標値
教職員の人権教育研修に対する満足度	%	71.0 【令和3年度】	75.0

※ 研修に参加した教職員対象のアンケート調査で4段階評価のA評価の数値

○基本施策Ⅱ 児童生徒指導の充実

指標名	単位	現状値	目標値
いじめ解消率	%	80.0 【令和3年度】	85.0

※ 各小中学校からの報告より

○基本施策Ⅲ 確かな学力と健やかな体の育成

指標名	単位	現状値	目標値
児童生徒の授業満足度	%	72.2 【令和3年度】	75.0

※ 各小中学校にて実施した児童生徒対象の調査より

指標名	単位	現状値	目標値
児童生徒に対する食に関する指導回数	回	6,529 【令和3年度】	6,850

※ 各小中学校で実施した授業回数より

指標名	単位	現状値	目標値
児童生徒の定期健康診断受診率	%	99.8 【令和3年度】	100.0

※ 各小中学校の実施状況より

○基本施策Ⅳ グローバル教育の推進

指標名	単位	現状値	目標値
グローバル教育プログラムによる学習目標達成率	%	—	80.0

※ 各小中学校からの報告より

○基本施策5 ふるさを生かした学習の充実

指標名	単位	現状値	目標値
とちぎのよさを説明できる児童生徒の割合	%	—	90.0

※ 各小中学校からの報告より

【基本方針Ⅱ 人生を輝かせる学びの充実 ≪生涯学習の充実≫】

○基本施策6 生涯にわたる学びの環境の充実

指標名	単位	現状値	目標値
児童生徒の地域貢献活動・地域ボランティア活動への参加人数	人	2,320 【令和3年度】	4,000

※ 各小中学校からの報告より

指標名	単位	現状値	目標値
社会教育施設利用者数	人	456,548 【平成30年度】	460,000

※ 図書館利用者及び集会所・隣保館等での市教育委員会主催の講座への参加者数

○基本施策7 生涯にわたる学びの機会の充実

指標名	単位	現状値	目標値
学級・講座等の受講者数（市民大学を含む）	人	15,029 【平成30年度】	16,000

※ 市教育委員会主催の生涯学習関連の講座等への参加者数

指標名	単位	現状値	目標値
人権教育指導者養成講座受講者数	人	176 【令和3年度】	320

※ 市教育委員会主催の人権教育関連の講座等への参加者数

指標名	単位	現状値	目標値
家庭教育支援に係る講座等の実施回数	回	31 【令和3年度】	120

※ 市教育委員会主催の家庭教育支援関連の講座等への参加者数

【基本方針Ⅲ 豊かな学びへつなぐ文化の振興 ≪文化の振興≫】

○基本施策8 文化芸術活動の推進

指標名	単位	現状値	目標値
文化会館入場者数	人	318,037 【平成30年度】	330,000

※ 栃木、大平、藤岡、岩舟の4つの文化会館の年間入場者数

※ 令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、平成30年度の実績値とします。

指 標 名	単 位	現 状 値	目 標 値
文化祭参加者数	人	19,840 【平成30年度】	24,000

※ 各地域で開催される文化祭等への参加者数

※ 令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、平成30年度の実績値とします。

指 標 名	単 位	現 状 値	目 標 値
美術館等入場者数	人	—	80,000

※ 栃木市立美術館・文学館への入場者数

○基本施策9 歴史文化の保存及び活用

指 標 名	単 位	現 状 値	目 標 値
新規文化財指定（登録）件数	件	—	3

※ 当該年度に初めて（国・県・市から）指定又は登録される文化財の数

指 標 名	単 位	現 状 値	目 標 値
伝統的建造物修理等件数（累計）	件	47 【令和3年度】	71

※ 市の伝統的建造物の修理の累計数

【基本方針Ⅳ 教育を支える環境の整備 ‹‹教育環境の整備››】

○基本施策10 学校・地域における教育環境の整備

指 標 名	単 位	現 状 値	目 標 値
とちぎ未来アシストネット事業による教育効果充実度	%	63.4 【令和3年度】	75.0

※ 各小中学校からの報告より

指 標 名	単 位	現 状 値	目 標 値
学校運営協議会立案企画の実施校の割合	%	44.2 【令和3年度】	70.0

※ 各小中学校からの報告より

指 標 名	単 位	現 状 値	目 標 値
小中一貫教育重点目標の達成率	%	75.0 【令和3年度】	85.0

※ 各小中学校からの報告より

指 標 名	単 位	現 状 値	目 標 値
時間外勤務時間1か月45時間以内の教職員の割合	%	45.1 【令和3年度】	100.0

※ 各小中学校からの報告より

○基本施策 11 教職員の資質・能力の向上

指標名	単位	現状値	目標値
教職員の研修会満足度	%	68.0 【令和3年度】	73.0

※ 研修に参加した教職員対象のアンケート調査で4段階評価のA評価の数値

○基本施策 12 学校施設・設備の整備

指標名	単位	現状値	目標値
小中学校照明LED整備率（校舎）	%	5.0 【令和3年度】	50.0

※ 各小中学校の状況より

指標名	単位	現状値	目標値
小中学校照明LED整備率（屋内運動場）	%	12.0 【令和3年度】	54.0

※ 各小中学校の状況より



参考資料

栃木市教育計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市における教育に関する基本的な方針及び教育施策の推進のための計画（以下「栃木市教育計画」という。）を策定するに当たり、広く意見を求めるため、栃木市教育計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 懇談会は、12人以内の参加者をもって構成する。

2 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が決定する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の学校職員を代表する者
- (3) PTA連合会を代表する者
- (4) 社会教育関係団体を代表する者
- (5) 文化団体及び芸術関係団体を代表する者
- (6) 地域会議を代表する者
- (7) 公募による者

(依頼期間)

第3条 懇談会の参加者として依頼する期間は、依頼の日から栃木市教育計画策定終了の日までとする。

(招集)

第4条 懇談会は、教育委員会が招集する。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に、座長及び副座長1人を置き、参加者の互選により定める。

- 2 座長は、会議の進行、調整等を行う。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委告示第5号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委告示第16号）

この告示は、公布の日から施行する。

第3期栃木市教育計画策定懇談会 名簿

No.	氏名	役職等
1	松本 敏	◎ 栃木市教育研究所所長
2	野村 馨子	○ 栃木市社会教育委員
3	大阿久 敦	栃木市立栃木東中学校長
4	大波 龍郷	公募委員
5	柏崎 桂二	栃木東部地域会議会長
6	川崎 征樹	栃木市立藤岡中学校PTA会長 (R4年度参加)
7	倉持 好則	栃木市立東陽中学校PTA会長 (R3年度参加)
8	小松 隆洋	栃木市立栃木東中学校PTA会長
9	佐藤 雪江	栃木市立栃木第四小学校長
10	下枝 順子	とちぎ未来アシストネット推進委員
11	早乙女 飛鳥	公募委員
12	外丸 健	美術館を考える会会長

※ 敬称略 座長(◎) 副座長(○) 以下は五十音順、役職等は懇談会開催時のもの

策定懇談会の審議経過

第1回(令和3年10月29日)

- (1) 第3期栃木市教育計画策定の趣旨等について
- (2) 策定スケジュールについて
- (3) 教育計画の内容・構成について
- (4) 基本理念について

第2回(令和3年12月6日)

- (1) 前回策定懇談会及び策定部会での意見について
- (2) 基本理念についての構想図について
- (3) 基本理念の文言について

第3回(令和4年2月3日) コロナ禍のため中止

第4回(令和4年6月2日)

- (1) 基本理念について
- (2) 総論について

第5回(令和4年7月26日)

- (1) 教育計画内容検討 各論について

第6回(令和4年8月1日)

- (1) 教育計画内容検討 各論について

第7回(令和4年10月24日)

- (1) 教育計画内容最終検討

表紙写真



撮影者 小花 一雄 氏

画題：朝霧に昇る 撮影場所：渡良瀬遊水地